

事業者のみなさまへ



# 事業系廃棄物 適正処理ルールブック



BOOKOFF SUPER BAZAAR  
町田中央通り店



株式会社 東横イン  
町田駅小田急線東口



株式会社 TBK



学校法人 日本大学第三学園

2025年度  
まちだ3R賞  
受賞事業所



三井住友海上玉川研修所



株式会社 三和フードワン森野店



学校法人 玉川学園









町田市 環境資源部 環境政策課

# 事業系一般廃棄物

市の清掃工場に搬入可能

## ●代表的な品目 ②資源化可能な紙類は搬入出来ません

品目	代表例
<b>資源化できない紙類</b> (紙おむつ含む)	 <p>写真      レシート      油などで汚れた紙      紙おむつ(汚物を除く)</p> <p>※感染性のあるものは 感染性産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他特殊な紙。</li> <li>・油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、カーボン紙、アルミ付き紙容器など。</li> <li>・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは9ページ「③紙くず」へ。</li> </ul>
<b>生ごみ</b>	 <p>食べ残し      売れ残り      食料残さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは9ページ「⑥動植物性残さ」へ。</li> <li>・食品リサイクル法では、食品関連事業者(製造・加工業、販売店、飲食店等)に対し食品循環資源の再生利用に関する数値目標を定め、リサイクルを義務づけています。</li> </ul>
<b>木くず</b>	 <p>割り箸      竹串      木製品(直径15cm以内、長さ150cm以内に 裁断したもので、金属等の部品は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは9ページ「④木くず」へ。</li> <li>・貨物の流通のために使用したパレットは、産業廃棄物です。</li> </ul>
<b>繊維くず</b> ※化学繊維を除く	 <p>布類(縦横60cm以内に裁断したもの)      衣服</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種によっては、産業廃棄物となります。詳しくは9ページ「⑤繊維くず」へ。</li> </ul>
<b>資源化できない剪定枝</b>	 <p>草・花・雑草・落ち葉 木の根・剪定くず      毒性がある植物 (アセビ・ウルシ・カクレミノ など)      繊維質の多い植物 (竹・笹・シノ・シュロ・ソテツ など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直径15cm×長さ150cm以下に裁断してください。</li> <li>・剪定枝は、可能な限り資源化してください。(5ページへ)</li> </ul>
<b>布団・畳</b>	 <p>畳(1日6枚まで) ※プラスチック入りを除く      布団(1日10枚まで)</p>

※保管場所では事業系一般廃棄物が飛散・流失及びその悪臭が発生しないようにするとともに、常に清潔にしてください。

# 産業廃棄物 (詳しくは、12ページ掲載の お問合せ先へご確認ください)

産業廃棄物処理業許可業者  
へ依頼してください

## ●代表的な品目

品目	代表例
<b>プラスチック類</b>  (汚れがあるものも産業廃棄物)	 弁当容器    カップめん容器    ビニール袋    ラップやトレー    発泡スチロール    ペットボトル
	 化学繊維    PPバンド    その他プラスチック製品
<b>金属類</b>	 カン    刃物    アルミホイル    調理器具    スプレー缶    カセットボンベ    安全ピン
<b>ガラス・陶器類</b>	 ビン    ガラス容器    食器    植木鉢    土鍋    蛍光灯    電球
<b>廃油</b>	 食用油    エンジンオイル
<b>電池</b>	 電池    充電式電池
	<p><b>(注意)</b>                      ごみ処理施設で火災が多発しています。                      火災の原因となる充電式電池・電池は必ず分別して                      適正に排出してください。</p>
<b>その他</b>	 電化製品※    家具(木製の場合は事業系一般廃棄物)    ゴム製品

### ※産業廃棄物の処理業者について

(一社)東京都産業資源循環協会 (☎03-5283-5455)

### ※産業廃棄物の処理について

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 (☎03-5388-3589)

### ※家電リサイクル法対象製品の処分方法

家庭用のエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については、産業廃棄物処理業許可業者やメーカー・販売店等にお問い合わせください。

### ※パソコンの処理方法

使用済みのパソコンは、資源有効利用促進法により、メーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。処理については、産業廃棄物処理業許可業者やメーカー・販売店等にお問い合わせください。

## ●事業系一般廃棄物の処理方法

以下のいずれかの方法で処理してください。

### 1. 一般廃棄物処理業許可業者と契約し、処理を委託する

- ・町田市から許可を得ている業者に収集・運搬を委託してください。
- ・収集運搬許可業者については、町田市ホームページでご確認ください。
- ・問合せ先：環境政策課（☎042-797-0530）

### 2. 清掃工場に自ら持ち込む

#### ●町田市バイオエネルギーセンター

住 所：町田市下小山田町3160

受 付：月曜～土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時（時間厳守）

料 金：350円/10kg

必要書類：「受入基準確認書」をご用意ください（町田市ホームページからダウンロードできます）

問合せ先：循環型施設管理課（☎042-797-2732）

#### ●多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

※小山ヶ丘・大蔵町・真光寺・真光寺町・広袴・広袴町・鶴川団地の事業所はこちらに持ち込んでください。

住 所：多摩市唐木田2-2-1

受 付：月曜～金曜日（年末年始を除く）

午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

料 金：350円/10kg

必要書類：「一般計量依頼書」をご用意ください（町田市ホームページからダウンロードできます）

**注 記：事業所の住所が確認できるものを用意してください（例）公共料金の領収書、郵送物の宛名など**

問合せ先：多摩ニュータウン環境組合（☎042-374-6331）

### 3. 「少量排出事業者登録」を行い、市の収集を利用する

- ・以下の全てに該当する事業所が対象です
  - ①町田市内の事業所
  - ②1回の排出量が事業ごみ専用袋 **2袋以内**（週2回収集）
  - ③一般廃棄物処理業許可業者の委託と併用しない
- ・2ページに掲載の事業系一般廃棄物のうち、袋に入る物のみ収集可能です。不適合物は受け入れできません。
- ・申込み書は、町田市ホームページからダウンロードできます。
- ・問合せ先：環境政策課（☎042-797-0530）



事業ごみ専用袋

1,800円（10枚入り）

30リットル相当



町田市ホームページ

## ●紙類の資源化について


一般廃棄物処理業許可業者を通じてリサイクルするか、下記へお問い合わせ下さい。

(参考)

2026年3月時点

- ・ (株) グリーン山愛 (町田市森野6-1-1) ☎042-728-9801
- ・ (株) 共益商会 町田営業所 (町田市鶴間7-25-1) ☎042-850-5162
- ・ (有) 清江紙業 (町田市真光寺町940-2) ☎042-734-5363

## ●代表的な品目

品目	代表例
古紙	 <p>コピー用紙    チラシ・パンフレット    名刺    包装紙    本    雑がみ</p>
	 <p>はがき・DM    新聞紙    ダンボール    封筒(ビニール部分は取り除く)    シュレッダー</p>

## ●紙のリサイクルのポイント

資源化可能な紙類が、事業系一般廃棄物に多く混入していることが確認されています。  
組成調査では、資源化可能な紙類が、事業系一般廃棄物全体の約18%含まれていました。

### ・紙類の使用量を減らす工夫

ペーパーレス化・裏紙の使用・2in1印刷・両面印刷など工夫をしてください。

### ・古紙の分別ボックス等を利用

古紙の品目ごとに、トレーやボックスを用意してください。品目ごとにラベルを貼り、「対象となるもの」「対象とならないもの」「禁忌品」なども記載してください。

### ・禁忌品の例

圧着はがき・昇華転写紙・感熱紙・汚れや臭いのついた紙・プラスチック合成紙。

写真・カーボン紙・ノンカーボン紙 フィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙など

※禁忌品は、リサイクルの妨げとなるので分別してください。

禁忌品以外は、破れていたり形状がそろってなくても、雑がみとして資源化できます。

## ●剪定枝の資源化について

資源化可能な剪定枝(直径30cm以内で長さ2m以内の樹木)は町田市剪定枝資源化センターに持ち込み資源化する。

住 所:町田市小野路町3332 電 話:042-708-4772 料 金:150円/10kg

搬入受付時間 ・4月から10月:午前8時30分から午前11時30分  
:午後1時00分から午後6時30分

・11月から3月:午前8時30分から午前11時30分  
:午後1時00分から午後5時00分



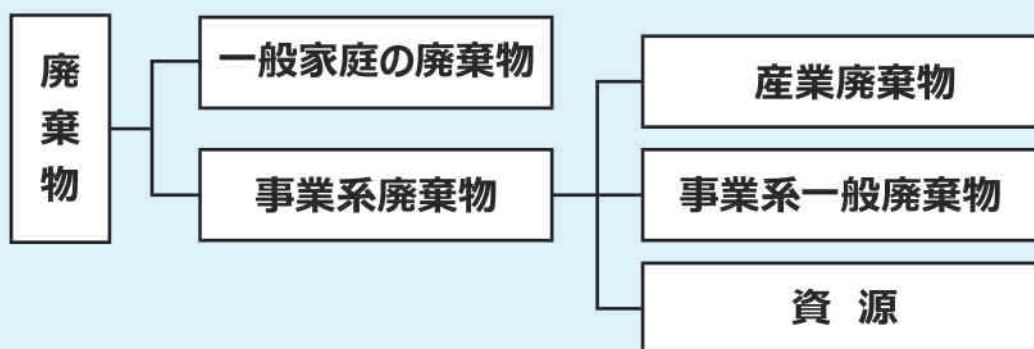
# 事業系廃棄物の基本ルール

## 事業系廃棄物とは

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、**一般家庭から出る廃棄物の分別とは異なります。**  
事業所の例:会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・各種団体など。  
※ 法人・個人、営利・非営利、廃棄物の排出量の多少は関係ありません。
- 事業系廃棄物は、**事業者自らの責任で処理する義務があります。**  
排出された廃棄物が最終的に適正に処分されるまで、排出事業者には責任があります。  
搬出事業者や収集運搬事業者に引き渡して終わるものではありません。

## 廃棄物の分類

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により以下のように分類されます



- 分類ごとに処理施設が異なるため、ごみ箱を分けて分別してください

町田市ホームページで「分別ラベル」をダウンロードできます。



一般廃棄物	産業廃棄物 プラスチック	雑紙	ダンボール
<p>入れられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>☑ 資源化できない紙類</li><li>☑ 生ごみ</li><li>☑ 割りばし・竹串 など</li><li>☑ 布 (化学繊維を除く)</li></ul> <p>プラスチック類は入れられません ゼニール系、カップめん容器、弁当容器、発泡スチロール、PPバンド、ラミネート加工された紙、不織布マスク など</p>	<p>入れられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>☑ 弁当容器</li><li>☑ カップめん容器</li><li>☑ ビニール類</li><li>☑ 発泡スチロール</li><li>☑ PPバンド など</li></ul> <p>☑ 汚れを水で軽くすまいでください</p>	<p>入れられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>☑ お菓子や食品の空き箱</li><li>☑ はがき</li><li>☑ 名刺</li><li>☑ メモ用紙</li><li>☑ ティッシュの箱</li><li>☑ 封筒 など</li></ul>	

# 事業者の責務

## 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条では、事業者の責務として以下のように定めています。

- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- ・ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、事業者の責任が強く求められています。

## 事業者の義務

「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「条例」という)」により、以下の義務があります。

### ①事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物の所有者(お問合せ:環境政策課)

(1)ごみの減量・再利用の促進

(2)廃棄物管理責任者の選出・届出

廃棄物管理責任者が変更になった場合は、廃棄物管理責任者選任届を事実発生日の30日以内に提出してください。

(3)廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の作成・提出

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出期限は5月末日(公共施設は4月末日)となっています。提出期限の厳守をお願いします。

(4)再利用対象物保管場所の設置・届出

問合せ先:環境政策課(☎042-797-0530)

### ②事業系一般廃棄物を1日平均200kg以上排出する事業者(お問合せ:循環型施設管理課)

条例第42条により「一般廃棄物管理票(マニフェスト)」の提出が義務づけられています。

#### ●マニフェストとは

廃棄物の種類、量、排出場所などを記載するA～D票からなる複写式の伝票です。

1日平均200kg以上排出する事業者は、循環型施設管理課(町田市バイオエネルギーセンター出口計量)に提出する必要があります。

マニフェストの使用により、処理の流れが明確になり、適正に処理されたことが確認できます。

問合せ先:循環型施設管理課(☎042-797-2732)

法令で定められた以下のもの。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却残灰などの灰かす
	②汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの 及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの
	③廃油	鉱物性及び動植物性油脂にかかるすべての廃油
	④廃酸	酸性廃液
	⑤廃アルカリ	アルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	廃プラスチック類
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄くずなど
	⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)耐火レンガくず、石膏ボード 「がれき類」以外のコンクリートくずなど
	⑩鉱さい	鑄物廃砂、電気等溶解炉かすなど
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた各種廃材
	⑫ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	以下の業種から発生するもの 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業 出版業、製本業、印刷物加工業
	⑭木くず	以下の業種から発生するもの 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) 木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む) パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の 積付けのために使用したこん包用の木材を含む) (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません)
	⑮繊維くず	以下の業種から発生するもの 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの) 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く) 天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)
	⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	⑰動植物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理 した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱家畜のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
	⑲家畜の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために発生したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固形化物)		
●特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物など、特に指定された有害なもの		

事業系一般廃棄物(2ページへ)

町田市の清掃工場へ

産業廃棄物以外のもの。

※一部の地域は多摩清掃工場(4ページへ)

資源(5ページへ)

資源化施設へ

ごみとして、最も多く事業所から排出される資源は紙類です。  
分別してリサイクルすることでごみの減量になり、経費の節減も期待できます。

# まちだ3R賞

## ●まちだ3R賞とは

一般廃棄物の減量や適性排出に積極的かつ組織的に工夫を凝らして取り組んでいる事業所を表彰します。

**表彰された事業所は、ホームページや環境広報紙等で幅広く周知を行いPRします。**



町田市ホームページ

## ●表彰対象

町田市内の事業所 ※少量排出事業者除く



## 2025年度まちだ3R賞 受賞事業所

- ・学校法人 玉川学園
- ・BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店
- ・学校法人 日本大学第三学園
- ・株式会社 東横イン町田駅小田急線東口
- ・三井住友海上玉川研修所
- ・株式会社三和 フードワン森野店
- ・株式会社 T B K

### 2018年度 まちだ3R賞受賞事業所

・東京建物町田ビル

### 2019年度 まちだ3R賞受賞事業所

・東京建物町田ビル

### 2020年度 まちだ3R賞受賞事業所

・日本生命町田ビル

### 2021年度 まちだ3R賞受賞事業所

・学校法人 玉川学園

・日本生命町田ビル

・東京建物町田ビル

・学校法人 日本大学第三学園

・BOOKOFF SUPER BAZAAR

町田中央通り店

### 2022年度 まちだ3R賞受賞事業所

・BOOKOFF SUPER BAZAAR

町田中央通り店

・学校法人 玉川学園

・学校法人 日本大学第三学園

・ディノスロジスティクスセンター東京

### 2023年度 まちだ3R賞受賞事業所

・BOOKOFF SUPER BAZAAR

町田中央通り店

・学校法人 玉川学園

・東京建物町田ビル

・日本生命町田ビル

・町田市立総合体育館

スポーツでつながるまちだパートナーズ

・東京・湯河原温泉 万葉の湯

・東横INN町田駅小田急線東口

・町田マルイ

・町田モディ

### 2024年度 まちだ3R賞受賞事業所

・東京建物町田ビル

・学校法人 玉川学園

・町田市立総合体育館 スポーツ町田共同事業体

・ディノスロジスティクスセンター東京

・株式会社 東横イン町田駅小田急線東口

・株式会社 ホテル町田ヴィラ

・協和キリン 株式会社 東京リサーチパーク

・三井住友海上玉川研修所

・学校法人 明泉学園 フェリシア高等学校

・株式会社 バルカー・M・R・Tセンター

事業所名は賞状授与時のものです。

## 2025年度まちだ3R賞 受賞事業所と特徴的な取り組み

### 学校法人 玉川学園

- ・学園内のごみ箱のデザインや分別表示を学生が考案し、学園全体の分別に対する意識向上に取り組んでいる点。
- ・町田市内の樹木の活用と循環を通し、持続可能な社会の形成や環境・地域社会の発展に取り組んでいる点。

### BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店

- ・小田急線沿線に不要品回収BOXを設置し、集めた不要品の査定額を元に、寄付活動を行い地域貢献している点。
- ・アルバイト店員を含む全従業員に対して、グループLINEを活用し、廃棄物の分別周知を徹底している点。

### 学校法人 日本大学第三学園

- ・不要になった学生服の寄付を受け、必要な生徒に斡旋し、リユースを推進している点。
- ・学生が学園祭で出店するには、3Rを含むプレゼンテーションを必須条件にし、学生が積極的に3Rに取り組める仕組みがある点。

### 株式会社 東横イン町田駅小田急線東口

- ・竹林処分の環境問題を意識して「国産竹バイオマスプラスチック」製アメニティグッズを導入し、使用済みグッズを繰り返しリサイクルしている点。
- ・アンケートによる朝食提供の確認や事前の嗜好品調査を行い、朝食のフードロス削減に取り組んでいる点。

### 三井住友海上玉川研修所

- ・デジタルサイネージの設置により、各種案内の紙類の削減や、廃棄物の取り扱いに関する注意喚起を行っている点。
- ・フードロス削減のため、小分け調味料を活用した期限切れ廃棄の防止や、利用予定者の情報を元に仕入れ数の調整をしている点。

### 株式会社三和 フードワン森野店

- ・食品ロス削減のため、総菜商品の廃棄ゼロを目標に様々なデータを駆使し、製造計画を立てている点。
- ・発生した食品残渣は廃棄せず、資源化できる業者を選定し、食品リサイクルに積極的に取り組んでいる点。

### 株式会社 T B K

- ・廃棄物削減の目標数値を本社独自に設定し、分別の細分化や電子化による紙の使用量削減により目標を達成している点。
- ・各部門が参加する環境推進委員会を毎月開催して、環境負荷軽減や循環型社会形成に寄与するため、意識共有や取り組み状況の確認を組織的に行っている点。

# お問合せ先

## 町田市環境資源部環境政策課（☎042-797-0530）

- ・事業系廃棄物の一般的なお問合せ
- ・一般廃棄物処理業許可業者について  
町田市ホームページ「一般廃棄物処理業許可業者一覧」
- ・一般廃棄物管理票について
- ・事業系一般廃棄物の持込みについて
- ・少量排出事業者登録について  
町田市ホームページ「少量排出事業者登録申込み」

## （一社）東京都産業資源循環協会（☎03-5283-5455）

- ・産業廃棄物処理業者について  
東京都ホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」

## 東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課（☎03-5388-3589）

- ・産業廃棄物の処理について

発行:2026年3月

編集:町田市環境資源部環境政策課

〒194-0202 町田市下小山田町3160

町田市バイオエネルギーセンター



この冊子は2,000部作成し、1部あたりの単価は92円です（職員人件費を含みます）。